

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和2年9月
大阪税関

堺税関支署の開庁時間の変更について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

堺税関支署におきましては、より効率的な業務運営に資するため、開庁時間について、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更年月日

令和2年10月31日(土)

2. 開庁時間

平日 08:30~20:00 (現行 08:30~17:15)

土日休 08:30~17:00 (現行 閉庁)

(参考)

大阪税関における税関官署の開庁時間について(令和2年8月28日 掲示第87号)

大阪税関長 小林 一久

大阪税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）（以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、令和 2 年 10 月 31 日から適用することとしたので公示する。これに伴い、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」（令和 2 年 3 月 13 日掲示第 7 号）は、令和 2 年 10 月 30 日限りで廃止する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第 63 条第 1 項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間とする。

凡例：「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

「別送品」とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

「コンテナ条約」とは、コンテナに関する通関条約（昭和 46 年条約第 6 号）をいう。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
・ 法第 19 条の届出	関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
・ 法第 23 条第 1 項の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認（法第 21 条の届出に併せて行う場合に限る。） ・ 法第 66 条第 1 項の承認	本関 関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	
・ 法第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の承認 ・ 法第 62 条の 3 第 1 項の承認 ・ 法第 62 条の 10 の承認 ・ 法第 63 条第 1 項の承認 ・ 法第 67 条の許可（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナを除く。） ・ 法第 73 条第 1 項の承認	関西空港税関支署	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	00：00－24：00	
	大阪外郵出張所	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	04：00－23：30	
	南港出張所	08：30－21：00	08：30－17：15	08：30－17：15	08：30－17：15	1 月 1 日は開庁時間とはしない
	堺税関支署	08：30－20：00	08：30－17：00	08：30－17：00	08：30－17：00	
	本関	08：30－17：45	－	－	－	
	上記以外の官署	08：30－17：15	－	－	－	